

美里町交通安全計画（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
 参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	「計画の基本理念」について	<p>美里町が「美里町交通安全計画(案)」の意見を募集していますが、それは何のためなのか知りたいです。</p> <p>慣例のためであるなら、先ず、交通安全にかかわる行政，団体に所属する人たち自身の意識改革が急務です。</p>	<p>美里町交通安全計画は、平成27年度まで、町内で交通安全に関する各種活動や交通安全対策を行うに当たっての総合的な指針とするために策定いたします。また、交通安全関係者の交通安全意識については、第1章第3節において、</p> <p>「交通行政に携わる者、交通機関にかかわる者を含め、交通社会に参加するすべての町民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認すべきである。</p> <p>そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきであるが、一方的な情報提供や呼び掛けにとどまらず、多くの町民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つように働きかけることが重要である。」</p> <p>と明示しており、交通事故を減らすという意識を強く持つことと、それを広く普及させることを前提としております。</p>

美里町交通安全計画（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
2		<p>1から3まで基本理念について述べられているが、美里町役場組織におけるこの計画案への位置付けが述べられていないのと思います。</p> <p>これでは、計画のための計画であり、この計画に対して美里町役場の果たす責任と決意が述べられていないのはどうしてでしょうか。</p> <p>4に項立てを行ない、この計画に対する町の「計画の実効性を確保するための役場の決意について」述べるべきだとも思います。そのことにより、職員の対応に真剣さと責務が加わり実行が上がるとも思います。そのためにも、役場組織や職員の責務を明記すべきです。</p>	<p>当計画への位置付け及び決意については、まえがきに「交通事故の防止は、町及び関係機関・団体だけでなく、町民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばならない。」</p> <p>「この計画に基づき、町及び関係機関・団体においては、交通の状況や地域の実態に即して交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施することで、誰もが安全で安心して生活できる美里町の実現を目指すものとする。」としています。</p> <p>なお、この計画は美里町役場組織内の計画ではなく、町内の交通安全関係機関・団体及び美里町に住む、又は利用する全ての人の総合的な指針として作成したものであるため、個々の責任や個別の具体的事例については明記しておりません。ご了承ください。</p>

美里町交通安全計画（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
3	第1章 第3節 今後の道路交通安全対策を考 える視点について	町職員のモラルの向上や技術の向上も明記するべきだと思います。町民の安全向上を図るため町担当者の責務についても明記し責任を持たせるべきです。	この計画には美里町全体の計画であるため、美里町役場に限定したものについては明記しておりません。職員の技術力向上等については、美里町役場としての個別の事案となります。
4		交通安全計画には、建設課職員の技術力アップも同時に行なわなければ成らないと言うことです。計画の中に交通安全を確保するための方策として「交通安全施策推進のための技術力向上も行ないます」と入れてください。	この計画には美里町全体の計画であるため、美里町役場と限定したものについては明記しておりません。職員の技術力向上等については、美里町役場としての個別の事案となります。
5	第1章 第4節 講じようとする施策 (2)交通安全施設整備事業の 推進 イ 幹線道路等における交通 の安全と円滑な通行の確保	「幹線道路等における死傷事故は特定区間に集中していることを踏まえ、事故発生率の高い区間や事故の危険性の高い箇所へは、関係機関と調整の上、信号機や標識の設置、交差点の改良等重点的な施設の整備を行い、交通事故の抑止を図る。」とありますが。幹線道路とは、言い方が不正確では無いでしょうか。町にとっては、国道県道は、幹線道路となりうる路線であり、そのことを明確にするために、「国道県道及び町道幹線道路」とすべきだと思います。	修正いたします。
6		「交差点の改良等重点的な施設の整備を行い」とあるが、交差点の改良とは、一体どのような整	現場の状況を考慮し、関係機関と協議を行ったうえで、その場所に適した安全確保のための整備

美里町交通安全計画（案）に対するパブリックコメントと町の考え方  
 参考様式6（第9条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
		備を考えているのでしょうか。	を行います。
7	(3)人優先の安全・安心な歩行空間の整備	「車中心」から「人優先」と言った計画であるが、其れ以上に「町民の命を守る町政と、交通安全政策の実施」とする様変更する必要があります。	人命の尊重については、基本理念に「人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。」と明示しております。